

附属書二

<p>A 保険及び保険関連のサービス</p>	<p>(1) 及び (2) それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書IV Aの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p> <p>次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が</p>
	<p>(2) (1) 制限しない。制限しない。</p>
	<p>日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。</p>

必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。

(3) 自動車賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p>	
<p>(1) 次に掲げるものを除くほか、約束しない。 (a) 日本国の金融機関その他の団体であつて日本国の関係法令に定めるもの</p>	<p>年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。</p>	

(b) を相手方とする証券取引
投資信託の受益証券及
び投資証券の日本国の証
券会社を通じた販売(注)

注 勧誘は、日本国の

証券会社によって行
われなければならない
い。

(c) 了解の3の規定に基づ
く国境を越える取引。た
だし、この分野において
協定第五十九条から第六
十一条までの規定及び附
属書IV Aの規定に基づく
義務に追加して負う義務
については、投資一任契
約に係るサービスについ
て、業務上の拠点が必要
である。

(2)

了解の4の規定に基づく

(2)

制限しない。

	<p>(3) 国境を越える取引であつて、了解の4の規定によりこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書IV Aの規定に基づく義務に追加して義務を負うものを除くほか、約束しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	